

16 文化財

16-1 前提	……………	16- 1 ページ
16-2 予備調査	……………	16- 1 ページ
16-3 スコーピング	……………	16- 1 ページ
16-4 調査	……………	16- 2 ページ
16-5 予測	……………	16- 3 ページ
16-6 環境保全措置	……………	16- 3 ページ
16-7 評価	……………	16- 4 ページ
16-8 事後調査	……………	16- 4 ページ

16 文化財

16-1 前提

(1) 考え方

文化財では、文化財保護法（昭和 25 年 法律第 214 号）で規定されている文化財のうち、土地に密接な関係を持つ有形文化財、有形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物及び伝統的建造物群、県指定、市町村指定の文化財並びにそれらと同様の価値を持つと考えられる文化財を対象とする。この種の文化財は、一度破壊されれば再生は難しい。調査を十分に行い、できる限り、回避の努力をすることとする。

(2) 環境要素

文化財における環境要素は、以下のとおりである。

環境要素	内容、観点
文化財	・影響を受ける文化財の有無、その影響の程度

16-2 予備調査

(1) 予備調査の目的

予備調査の目的は、何を対象として環境影響評価を行うか及び調査、予測及び評価の手法（環境保全措置の方針を含む）を検討するために必要な情報を得ることにある。

(2) 予備調査の項目及び方法

予備調査の対象とすべき事項及びその調査方法は、以下を基本とする。

予備調査項目	調査方法
文化財の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> ・既存文献等調査 <ul style="list-style-type: none"> ▷ 長野県文化財総合目録（八十二文化財団） ▷ 県、市町村資料 等 ・市町村教育委員会等、有識者等の聞き取り ・必要に応じ現地確認

有識者に聞き取りを行い、周知ではない文化財存在の可能性を確認する。

特に埋蔵文化財包蔵地周辺では、埋蔵文化財出土の可能性があるため、事前に市町村教育委員会等と調整を行う。

(3) 予備調査の範囲

予備調査の範囲は、対象事業実施（想定）区域及びその周囲 1 km 程度とする。文化財が調査範囲外に連続している場合、調査範囲を拡大することを考慮する。

(4) 予備調査結果のとりまとめ

記述の目次及び作成する図表等の例は以下のとおり。

●文化財の概況記述内容及び作成図表例

- 1 対象事業実施（想定）区域及びその周辺区域における文化財の概況
 - ・文化財の概要についての記述 【図表】文化財の一覧表、文化財位置図

16-3 スコーピング

考え方

- ・予備調査の結果、文化財が存在しないとされた場合は、文化財についての調査を計画しない。

16-4 調査

(1) 調査の内容

(技術指針 別表第3)

対象事業実施区域及びその周辺区域における文化財の有無、特徴、雰囲気を形成する要素及び利用状況等を把握する。

- ・ 予備調査において、文化財の分布状況を把握しているため、本調査では予測のための文化財の現況の調査を行う。
- ・ 対象事業実施区域及びその周辺区域に存在する文化財について、その文化財の特徴、雰囲気を形成している要素、利用状況等を把握する。

(2) 調査の方法

(技術指針 別表第3)

既存文献等又は聞き取りにより、文化財の有無、特徴、雰囲気を形成する要素及び利用状況等を確認する方法等とする。

<特徴>

- ・ 調査対象範囲内にある文化財について、既存文献等調査、聞き取り又は必要があれば現地調査により歴史的背景、構造等の特徴を把握する。必要に応じ地形・地質等の調査結果等も利用する。

<雰囲気等>

- ・ 調査対象範囲内にある文化財について現地で写真撮影等の調査を行い、文化財の雰囲気を形成している要素を把握する。必要に応じ、植物等の調査結果も利用する。雰囲気の要素が季節により変化する場合、利用が一番多くなる時期の雰囲気を把握する。

<利用状況等>

- ・ 文化財の利用状況について、既存文献等で簡潔に把握する。
- ・ 必要に応じ触れ合い活動の場の調査結果を利用する。

(3) 調査地域及び地点

(技術指針 別表第3)

調査地域は、対象事業の実施により文化財に対する影響が想定される範囲を含む地域を設定する。

<調査地域>

- ・ 調査地域は、調査地点を全て含む範囲とする。

<調査地点>

- ・ 調査地点は、事業により直接的、間接的に影響を受ける文化財とする。周囲の木々や参道等、調査対象の文化財と相まって雰囲気を形成している要素も調査地点に含む。

(4) 調査期間等

(技術指針 別表第3)

調査時期は、文化財の状況を適切に把握できるよう設定する。

- ・ 季節により大きく雰囲気や利用の変動がある文化財の場合（紅葉や桜等を要素に持つ文化財等）、最も利用が多い時期に調査を行う。
- ・ 上記以外の文化財は、特に調査時期を定めない。

16-5 予測

(1) 予測の内容

直接的・間接的影響による文化財への影響の程度を予測する。

(技術指針 別表第3)

(2) 予測地域及び予測地点

- ・ 予測地域は、調査地域に準ずる。
- ・ 予測地点は、調査地点に準ずる。

(3) 予測対象時期等

<工事中>

- ・ 工事による影響が最大となる時期とする。工事計画において工期・工区が設定され、それぞれの工事が間隔をおいて実施される場合には、各工期・工区ごとの予測を行う。

<供用後>

- ・ 事業計画において予定されている施設等が通常の状態で稼動する時期とする。施設等の稼動が段階的に行われ、その間隔が長期に及ぶ場合は、それぞれの段階ごとに予測する。

(4) 予測の方法

直接的影響は、対象事業計画を重ね合わせるにより予測する。
間接的影響は、類似例又は経験則等により予測する。

(技術指針 別表第3)

- ・ 事業に伴う直接的影響は、事業計画による改変区域図を作成し、文化財位置図等と重ね合わせるにより予測する。
- ・ 直接改変以外の場合は、以下に示す観点から、予測を行う。
 - ▷ 周辺環境の改変や利用等に伴う文化財の雰囲気の変化の程度について、地形・地質、植物等の予測結果や事例の引用・解析等により、文化財の雰囲気の要素の量等の変化を予測する。また、緑視率等を使いきる限り定量的に評価を行う。
 - ▷ 周辺環境の改変や利用等に伴う文化財の利用環境の変化について、地形・地質、植物、騒音等の予測結果及び利用状況や雰囲気の要素の変化を踏まえ、事例の引用・解析等により、快適性等利用者への心理的影響を予測する。

16-6 環境保全措置

予測結果に基づき、環境に対する影響緩和の考え方から、積極的に環境保全措置を検討する。文化財の場合、回避以外の環境保全措置は極めて限定的な効果しか持たない。複数の案を比較検討し、文化財やその雰囲気等への影響を回避することが有効である。

なお、具体的な環境保全措置の例としては、以下のようなものが想定される。

1 回避

- ・ 区域の変更、造成計画の変更等により、文化財を直接改変域からはずす。

2 低減

- ・ 施設の高さを押さえる等工法の工夫
- ・ 施設の屋根等を文化財の雰囲気に合わせる。

- ・ 工事により影響を受けた文化財及びその周辺の整備を行う。
- ・ 工事現場を仮設施設で修景する。
- ・ 埋蔵文化財が出土した場合に、市町村教育委員会に指導を受けられる体制を整えておく。

3 代償

- ・ 事業によって失われる文化財の移築・移動

16-7 評価

(1) 評価の内容

- ・ 評価の内容は、予測の内容に準じる。

(2) 評価の方法

- ・ 評価は、現況調査結果、予測結果及び環境に対する影響緩和の考え方を踏まえ、次の観点から事業者の見解を明らかにする。

① 環境に対する影響緩和（ミティゲーション）の観点

- ・ 改変地位置や構造等の工夫により、文化財の影響ができる限り抑えられているか。

② 環境保全のための目標等との整合の観点

- ・ 以下のような目標等との整合が実行可能な範囲においてできる限り図られているか否かを判断する。

- ▷ 事業者自ら設定した目標

16-8 事後調査

(1) 事後調査の項目

- ・ 選定項目のうち、相当程度の影響が想定されかつ予測の不確実性が高い項目について、事後調査の対象とする。特に、代償による環境保全措置を実施した場合は、必ず事後調査を行う。

(2) 事後調査の内容

- ・ 文化財の状況

(3) 事後調査の方法

- ・ 現況調査手法に準じる。

(4) 事後調査期間等

- ・ 調査時期は、原則として予測対象時期とする。
- ・ 相当程度の影響があり、文化財の修復等の対策を講じることとした場合は、5年間程度を目安に継続的な調査（1、3、5年目等）を実施する。